

実績報告書作成前に確認してください

障害福祉事業所等サービス継続支援事業費補助金

実績報告書作成にあたっての注意点

1 共通事項

重要 ○実績報告書は、法人ごとに所管する事業所・施設分をとりまとめて、一括して提出してください。

⇒各事業所・施設におかれましては、必ず施設を運営する法人の本部と情報を共有し、重複等のないようお願いいたします。

重要 ○実績報告書の受付は、郵送のみとなります。

【実績報告書類提出先】

〒420-8601

静岡県葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課就労・施設班あて

2 様式第6号（事業所・施設別実績額一覧）について

○所管する事業所・施設が全て含まれていること、また、事業所・施設数と様式第7号の枚数が一致していることを確認した上で申請してください。

3 様式第7号（障害福祉事業所等サービス継続支援事業に係る事業実績報告書（事業所・施設単位）※個票）について

重要 ○様式第7号は、1つの事業所・施設ごとに作成してください。

○「支出済額」の欄には、対象経費から消費税相当額を除いた実支出額を記載してください。

○過去（交付決定（6/30）の前）に購入した物は、補助対象となりません。

○「報告にあたっての確認事項」にチェック（☒）が入っていることを確認した上で提出してください。

重要

4 交付決定額の減額による留意事項

○様式第7号（障害福祉事業所等サービス継続支援事業に係る事業実績報告書（事業所・施設単位）※個票）の交付決定額の金額について

＜複数の事業所がある場合の交付決定額の考え方（例）＞

（単位：円）

区分	交付申請額	交付決定額	実績報告①(※) (交付決定額)	実績報告②(※) (交付決定額)
事業所A	150,000	—	105,000	150,000
事業所B	100,000	—	70,000	50,000
事業所C	100,000	—	70,000	45,000
法人計	340,000	245,000	245,000	245,000

※実績報告①・・・交付決定額(245,000円)に合わせて、各事業所の交付申請額を均等に減額して配分を決定

※実績報告②・・・各事業所の交付申請額（150,000円又は100,000円）の範囲内で、事業所ごとの交付決定額の配分を決定

・実績報告①、②いずれの方法でも可とします。

支出済額				
		交付決定額	支出済額(税抜)	差引額
		千円	千円	千円
【(1)障害福祉サービスを円滑に継続するための対応】				
科目	支出済額(円) ※税抜	用途・品目・数量等		
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
小計				
【(2)災害備蓄等への対応】				
科目	支出済額(円) ※税抜	用途・品目・数量等		
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
小計				
合計				